

答申第19号
平成10年12月18日

兵庫県知事 貝原俊民様

公文書公開審査会
会長 西山 要

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定
について（答申）

平成10年3月11日付諮問第209号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 （仮称）社会福祉法人 〇〇〇〇 に係る法人審査会資料（ただし、社会福祉法人調書を除く。）のうち、
 - (1) 贈与契約書
 - (2) 償還金贈与契約書
 - (3) 社会福祉・医療事業団に対する償還計画等調
 - (4) 償還計画等一覧表

- 2 「〇〇〇〇 保育園（仮称）」の整備を必要とする理由のうち、
 - (1) 平成10年度社会福祉施設整備協議書総括表（保育所）
 - (2) 平成10年度社会福祉施設整備費補助額算出表

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

1 (仮称)社会福祉法人 〇〇〇〇 に係る法人審査会資料(ただし、社会福祉法人調書を除く。)及び「 〇〇〇〇 保育園(仮称)」の整備を必要とする理由に係る部分公開の決定において、非公開とした情報のうち、次に掲げる情報は公開すべきである。

- (1) 贈与契約書及び償還金贈与契約書のうち、贈与金額
- (2) 社会福祉・医療事業団に対する償還計画等調のうち、事業団借入金、市町村補助金、贈与金(総額)及び総事業費の各金額並びに贈与者の贈与金額
- (3) 償還計画等一覧表に記録された情報(ただし、償還金贈与者に関する部分を除く。)
- (4) 平成10年度社会福祉施設整備協議書総括表(保育所)のうち、整備後の構造等及び施設整備費に係る面積並びに施設整備費及び設備整備費の各金額(「財源内訳及び予算措置状況」に係る市町、設置者及び借入金等の各金額並びにこれらの合計金額を含む。)
- (5) 平成10年度社会福祉施設整備費補助額算出表のうち、整備後の構造等及び総事業費の金額並びに経費の実支出(予定)額に係る面積、単価及び金額

2 その他の部分に係る非公開の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、(仮称)社会福祉法人 〇〇〇〇 (以下「本件社会福祉法人」という。)に係る法人審査会資料(ただし、社会福祉法人調書を除く。以下「本件公文書1」という。)及び「 〇〇〇〇 保育園(仮称)」の整備を必要とする理由(以下「本件公文書2」という。本件公文書1及び本件公文書2をあわせて「本件公文書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成9年11月21日付けで行った部分公開の決定(以下「本件処分」という。)において非公開とされた情報のうち、次の情報(以下「本件非公開情報」という。)について取消しを求めるというものである。

(1) 本件公文書1中

- ア 贈与契約書のうち、贈与者の住所、氏名、贈与金額及び受贈者の住所
- イ 償還金贈与契約書のうち、贈与者の住所及び氏名、贈与金額、受贈者の住所並びに承継者の住所及び氏名
- ウ 社会福祉・医療事業団に対する償還計画等調のうち、資金計画及び保証人に関する情報
- エ 借入金償還計画等一覧表に記録された情報

(2) 本件公文書2中

- ア 平成10年度社会福祉施設整備協議書総括表(保育所)のうち、整備後の施設に係る構造、施設整備費、設備整備費、これらの合計金額、財源内訳及び予算措置状況に関する情報
- イ 平成10年度社会福祉施設整備費補助額算出表のうち、整備後の施設に係る構造区分、総事業費及び対象経費の実支出(予定)額に関する情報

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭での意見において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

実施機関は、本件処分において本件非公開情報を非公開とした根拠を、公文書の公開等に関する条例（昭和61年兵庫県条例第3号。以下「条例」という。）第8条第1号及び第2号に該当することとし、その理由を「個人の私生活、財産の状況等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものが記録されているため」及び「法人等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められるものが記録されているため」としているが、次の理由により、これは本件処分において本件非公開情報を非公開とする根拠及び理由とはならない。

(1) 本件非公開情報の公開を求める必要性について

ア 市内において市立の保育所を廃止し、かわりに新たに本件社会福祉法人の経営による保育所の設置が行われようとしている。本件公文書は、本件社会福祉法人の設立に関して、事前に実施機関に提出された書類である。

本件社会福祉法人の設立及び私立保育所の設置に関しては、実施機関の認可事項であるが、当該認可に当たっては、あらかじめ実施機関と厚生省とで事前協議が行われ、この事前協議が終了すれば、本件社会福祉法人の設立及び保育所の建設の認可が行われる。この認可があれば、当該法人は間髪をいれず建設工事が着工できることとなっている。このことから、認可までの経過が公にされなければ、当該保育所の設置等に関する議論の余地がなくなってしまう。

イ 本件部分公開決定で入手した公文書に記録された内容からみれば、市が従前、住民等に説明を行っていた内容と異なる事実が分かった。

市は、市立保育所の改築よりも、私立の新築の方が市の財政負担が軽いと明確な根拠を示さず説明しているが、本件処分では、総事業費や借入金等の額が非公開とされており、市の説明だけでは、具体的にどの程度市の財政負担が軽くなるのかが確認できない。

ウ 全国的に社会福祉法人の設立と社会福祉施設の建設を巡って、大きな事件が続発している。実施機関は、もっと積極的に情報公開すべきである。

(2) 条例第8条第1号の該当性について

本件公文書1には、贈与者、受贈者、保証人等の住所、氏名、贈与金額、所得等に関する情報が記録されているが、これらは、本件社会福祉法人の借入金償還が確実に担保されていることを説明する情報であって、条例第8条第1号の通常他人に知られたくないと思われる情報に該当するどころか、公開することにより、信用力を証明できる情報である。

(3) 条例第8条第2号の該当性について

ア 本件公文書1には、整備する施設に係る事業費、本件社会福祉法人の借入金、その償還計画等に関する情報が記録されている。また、本件公文書2には、整備する施設の概要、事業費、財産等の情報が記録されている。

これらの情報は、本件社会福祉法人の基本財産、運用財産が確実に存在することを

立証する情報であり、公開することにより、本件社会福祉法人にとって、むしろ利益となるものである。

さらに、市は、基本財産については、土地の無償貸付けを行うとともに、運用財産（施設整備を含む。）については、補助金の支出を行おうとするものであるから、市民の公益に関する情報として公開されるべきである。

イ 保育所建設には、国、県及び市から巨額の公費等が支出されることになっており、この事業費がいくら、借入金及び返済金がいくら、どこから財源を得るのかといった情報が非公開とされているが、このような情報を一般公衆に知らしめないことに問題がある。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書、その他の関係書類及び口頭での意見において述べている説明は、次のように要約される。

1 本件公文書の性格及び概要について

(1) 児童福祉施設（保育所）の施設整備に当たり、国庫補助を受けるには、整備を行う前年度に厚生省への協議を行う必要があり、また、実施機関においても国庫補助に伴う県費補助のための予算を確保する必要があることから、実施機関では毎年8月ごろに翌年度に国庫補助を希望している市町や民間法人等から施設整備の事前協議書の提出を受けている。

(2) 昭和38年3月19日付児発第271号厚生省児童局長通知により、「私人が行う保育所の設置経営は、社会福祉法人の行うものであること」とされていることから、実施機関では実施機関内部で設置している社会福祉法人審査会において、当該法人の設立及び施設整備等について事前審査を行っている。

(3) 本件公文書1は、社会福祉法人審査会において審査を行うために、当該法人の設立代表者から提出された施設整備事前協議書の一部である。

また、本件公文書2は、厚生省及び県に対する施設整備の事前協議に当たり、保育所の設置方針を決定する市が、整備の必要性及び補助所要額を説明するために提出したものである。

2 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号は、「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定しており、これは、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的としたものと解される。

(2) 本件公文書1は、社会福祉法人審査会において、社会福祉法人の施設整備について、資金計画の妥当性を審査するための資料として提出されたものである。

本件公文書1には、贈与者、受贈者、保証人等の住所、氏名、贈与金額、所得等に関

する情報が記録されており、これらは、特定の個人の住所、資産、所得等に関する情報で、通常他人に知られたくないと認められるため、条例第8条第1号に該当する。

3 条例第8条第2号の該当性について

(1) 条例第8条第2号は、国及び地方公共団体を除く法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止するための規定と解される。

(2) 本件公文書1には、整備する施設に係る事業費、借入金、その償還計画等に関する情報が記録されている。

一方、本件公文書2は、実施機関が厚生省への協議を行う前提として、国庫補助に伴う県費補助の予算を確保する必要があることから、市から提出を求めたもので、このうち、平成10年度社会福祉施設整備協議書総括表（保育所）及び平成10年度社会福祉施設整備費補助額算出表には、整備する施設に係る概要、事業費、財源等の情報が記録されている。

これらは、本件社会福祉法人の設立代表者が示した、事前協議段階での設立予定の法人の内部管理に属する情報である。

特に、施設整備費等が明らかになれば、本件社会福祉法人が今後行う予定の施設整備に係る入札事務に支障が生ずることが十分懸念される。

したがって、これらの情報を公にすることにより、当該法人の公正な事業運営が損なわれると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

第4 審査会の判断

1 保育所の設置等について

(1) 保育所等児童福祉施設の設置については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置しようとするときは、都道府県知事の認可を得ることを要することとされている（同法第35条第4項）。また、社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設等については、都道府県が、その費用の4分の3以内を補助することができ、さらに、国庫は、当該都道府県が補助した金額の3分の2以内を補助することができる（同法第56条の2第1項及び第3項）。

そして、都道府県知事が行う保育所の設置認可については、法令等に定めるところによるほか、「保育所の設置認可等について」（昭和38年3月19日付児発第271号厚生省児童局長通知）において、必要な認可要件を定めている。また、国庫補助については、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱（平成3年11月25日付厚生省社第409号厚生事務次官通知）において、交付対象施設、算定基準等が定められるとともに、その協議については、毎年度厚生省の関係局長名で「社会福祉施設等整備計画協議要綱」が定められている。

実施機関においても毎年度「保育所施設整備計画・国庫補助協議要綱」を定め、翌年度に国庫補助を希望している市町や民間法人等から施設整備の事前協議を受けている。

(2) これら通知及び要綱によれば、保育所の認可に当たっては、保育所の位置、定員、児童数等の適正な配置等が図られるとともに、私人が行う保育所の設置経営については、

原則として、社会福祉法人が行うこととされている。また、新たな社会福祉法人の設立に伴うものに係る施設整備の国庫補助に関しては、都道府県が行う対象施設の決定に当たって、関係市町村長の意見を求めるとともに、施設整備の必要性とは別に、健全で安定した法人経営を確保する観点から厳格に法人審査を行うこととされている。

- (3) このようなことから、新たな社会福祉法人の設立を伴う保育所の設置に係る事前協議において、実施機関は、あらかじめ法人設立代表者から国庫補助に関する施設整備の事前協議書の提出を受け、国への協議に先立ち、実施機関内部で設置している社会福祉法人審査会において、法人の設立に関する審査と共に、必要な用地の選定状況や資金計画の妥当性等施設整備について事前審査を行うこととしている。そして、この審査で承認されたものについて、実施機関が国に補助金の協議を行い、国において審査された後、厚生省の所管課から実施機関に補助金の内示が行われることとなる。

さらに、厚生省からの内示があった場合、実施機関は、国庫内示額に県費補助額を合わせた補助金額を法人設立代表者に通知することとなるが、この時点で国県の補助事業として実質的に採択されたこととなり、この時点後、法人設立代表者は、施設整備に着手することとなる。この整備が完了した後、当該施設の認可申請が行われ、実施機関は、保育所運営の基本となる施設、職員、予算等の状況について審査の上、施設の設置認可を行うこととなっている。

2 本件公文書の性格及び概要について

- (1) 本件公文書1は、本件社会福祉法人の設立代表者から実施機関に提出された国庫補助に関する施設整備の事前協議書の一部で、国庫補助協議に先立ち、社会福祉法人審査会において事前審査を行うために作成されたものである。

また、本件公文書2は、上記施設整備の事前協議に当たり、保育所の設置方針を決定する市が、本件社会福祉法人が設置する保育所に関する整備の必要性及び補助所要額を説明するために提出したものである。

- (2) 本件公文書1のうち、「贈与契約書」については、印影並びに 贈与者の住所、氏名、贈与金額及び受贈者（職務代行者）の住所、「償還金贈与契約書」については、印影並びに 贈与者の住所及び氏名、贈与金額、受贈者（職務代行者）の住所並びに承継者の住所及び氏名、「社会福祉・医療事業団に対する償還計画等調」については、事業量、整備に係る単価、償還計画並びに 事業団借入金、市町村補助金、総事業費及び贈与金（総額）の各金額並びに 贈与者の氏名、法人との関係及び贈与金額並びに保証人に関する情報、「借入金償還計画等一覧表」については、同一一覧表に記録された情報が、それぞれ本件処分により非公開とされている。

また、本件公文書2のうち、「平成10年度社会福祉施設整備協議書総括表」については、整備後の構造等及び施設整備に係る面積並びに施設整備費及び設備整備費の各金額（「財源内訳及び予算措置状況」に係る市町、設置者及び借入金等の金額並びにこれらの合計金額を含む。）、「平成10年度社会福祉施設整備費補助額算出表」については、整備後の構造等及び総事業費の金額並びに対象経費の実支出（予定）額に係る面積、単価及び金額が、それぞれ本件処分により非公開とされている。

3 条例第8条第1号の該当性について

- (1) 条例第8条第1号は、「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定しており、これは個人の人格的利益の保護を目的とした趣旨と解される。

また、条例第3条第3項は、実施機関の責務として、「実施機関は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

したがって、条例第8条第1号の規定は、原則公開を趣旨とする条例においても、個人の人格的利益の保護の観点から、このような情報については、非公開とすべきことを定めたものと解される。

- (2) 実施機関は、本件処分により、「贈与契約書」に記録された 贈与者の住所、氏名、贈与金額及び職務代行者の住所、「償還金贈与契約書」に記録された 贈与者の住所及び氏名、贈与金額、職務代行者の住所並びに承継者の住所及び氏名、「社会福祉・医療事業団に対する償還計画等調」に記録された 贈与者の氏名、法人との関係及び贈与金額並びに保証人に関する情報並びに「借入金償還計画等一覧表」に記録された情報のうち、償還金贈与者の氏名、職業、年齢、前年課税所得及び法人との関係に関するものについて、これらを特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないものであるため、条例第8条第1号に該当するとして、非公開としている。

これらの情報は、本件社会福祉法人が設置する施設の建設の財源等に係る寄付等を予定している者の個人に関する情報であるが、贈与金額については、これを公開しても、当該情報から贈与者が識別し得るものと認められないため、条例第8条第1号に該当しない。

しかしながら、これ以外の情報は、個人の私生活、社会的生活等に関する情報であって、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第8条第1号に該当するとして実施機関の判断は、妥当である。

4 条例第8条第2号の該当性について

- (1) 条例第8条第2号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の正当な利益を害すると認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定されており、これは法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害の防止を目的とした趣旨と解される。

- (2) ところで、本件公文書は、上記1及び2のとおり、本件社会福祉法人の設立代表者と実施機関担当課において、本件社会福祉法人が設置しようとする保育所の施設整備に係る事前協議の書類として提出されたものであり、本件公文書に記録された情報が一定の手続が進むにつれ、その段階によって、その一部が他で公表されていたり、後記3で説

明するとおり、公開が可能となることは、その性格上当然のことである。

本件については、本件異議申立て後、平成10年3月の市議会において、施設建設財源及び借入金、補助金等その内訳金額が公表されており、また、保育所の設置に関しては、平成10年5月29日付けで、厚生省からの国庫補助金の内示の通知が出されていることが認められる。そして、この内示を受けて、同年6月19日、実施機関担当課において、法人設立代表者に対して、内示後の手続を説明するための説明会が行われ、その後、本件社会福祉法人の設立代表者から本件社会福祉法人の設立認可申請書が実施機関に提出され、実施機関は、同年8月31日付けで設立の認可を行ったことが認められる。

なお、当該設立認可後、平成10年9月21日付けで本件社会福祉法人の設立の登記が行われていることが認められる。

- (3) 実施機関は本件処分により、本件公文書1のうち、事業団借入金、市町村補助金、総事業費及び贈与金(総額)の各金額、借入金償還計画等一覧表に記録された情報(償還金贈与者に関する情報を除く。)並びに本件公文書2のうち、整備後の構造等及び施設整備に係る面積並びに施設整備費及び設備整備費の各金額(「財源内訳及び予算措置状況」に係る市町、設置者及び借入金等の各金額並びにこれらの合計金額を含む。)及び整備後の構造等及び総事業費の金額並びに対象経費の実支出(予定)額に係る面積、単価及び金額について、これらの情報を設立予定の法人の内部管理に属する情報であるため、条例第8条第2号に該当するとして、非公開としている。

しかしながら、の情報及びの情報(償還金贈与者に関する情報を除く。)については、市議会で公表された情報又は当該公表された情報と他の公表された情報とを組み合わせることにより明らかとなる情報であると認められる。

さらに、の情報及びの情報については、本件社会福祉法人が補助金決定通知後に建設を予定している施設の構造及び工事費に関する情報であり、保育所の建設工事に係る入札が行われる前であれば、公開することにより、実施機関が主張するような本件社会福祉法人の設立代表者が行う入札事務に支障が生じることも考えられる。しかしながら、入札が執行された現時点において、そのような支障が生じる余地は認められず、また、その他これらの情報を公開することにより、本件社会福祉法人の正当な利益を害すると認定し得る事実もない。

したがって、上記本件処分により非公開とされた情報については、現時点において、公にすることにより、本件社会福祉法人の正当な利益を害するものとはいえないため、条例第8条第2号には該当するとは認められない。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
10 . 3 . 11	・ 諮問書の受理
10 . 4 . 3	・ 実施機関の非公開理由説明書の受理
10 . 4 . 22	・ 異議申立人の意見書の受理
10 . 5 . 22 (第84回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
10 . 6 . 23 (第85回審査会)	・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議
10 . 7 . 15 (第86回審査会)	・ 審議
10 . 8 . 25 (第87回審査会)	・ 審議
10 . 9 . 25 (第88回審査会)	・ 審議
10 . 10 . 20 (第89回審査会)	・ 審議